

静岡労働局発表
令和6年11月20日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 横山 仁之
賃金指導官 佐藤 健司
(電話)054-254-6315

静岡県特定最低賃金の改正を決定しました ～3業種について45円引き上げ(令和6年12月21日から)～

静岡労働局(局長 笹 正光)は、静岡地方最低賃金審議会(会長 畑 隆)から答申を受けた静岡県特定最低賃金(*)に関し、下の静岡県特定最低賃金改正答申一覧表のとおり改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

(*)「特定最低賃金」とは、静岡県最低賃金(時間額1,034円)よりも金額が高い最低賃金を定めることが必要と認められた業種について設定されている最低賃金です。

【静岡県特定最低賃金改正答申一覧表】

特定最低賃金名	改正金額 (時間額)	現行金額 () (時間額)	引上額	効力発生日
静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	1,057円	1,012円	45円	令和6年 12月21日
静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	1,073円	1,028円	45円	
静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,042円	997円	45円	

() 現行の各特定最低賃金が適用される労働者については、令和6年12月20日までは静岡県最低賃金(時間額1,034円)、12月21日からは改正された特定最低賃金が適用されます。

静岡県の最低賃金

必ずチェック！最低賃金！

働く人と雇う人のためのルールです！

写真提供：静岡県観光協会

地域別最低賃金

<効力発生日：令和6年10月1日>

静岡県最低賃金

時間額 **1,034** 円 (改定前984円)

静岡県特定最低賃金

<効力発生日：令和6年12月21日>

静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金

時間額 **1,057** 円 (改定前1,012円)

静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額 **1,073** 円 (改定前1,028円)

静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 **1,042** 円 (改定前997円)

上記特定最低賃金共通の適用除外労働者
(「静岡県最低賃金」が適用されます。)

18歳未満又は65歳以上の者
雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く)
清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

地域別(静岡県)最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

そのため、**特定最低賃金**が適用される労働者に対しては、令和6年10月1日から12月20日までは**静岡県最低賃金**(時間額1,034円)が、12月21日からは**特定最低賃金**が適用されます。

最低賃金に関する特設サイト

<https://sai-teichingin.mhlw.go.jp/>



ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金 特設サイト

検索

静岡労働局ホームページ(最低賃金関係)

(各特定最低賃金個別の適用除外その他の詳細は、以下のページで確認できます。)

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

厚生労働省

静岡労働局

厚生労働省ほか政府では、事業場内の最低賃金引上げを支援するための「業務改善助成金」を始めとした各種支援策をご用意しております。

- ・業務改善助成金：コールセンター (0120-366-440) 【申請先：静岡労働局雇用環境・均等室】
- ・キャリアアップ助成金：静岡労働局職業対策課助成金センター (054-653-6116) 又は お近くのハローワーク
- ・働き方改革・賃金引上げ関係：静岡働き方改革推進支援センター (0800-200-5451)
- ・価格転嫁関係：静岡県よろず支援拠点 (054-253-5117) 又は 下請かけこみ寺 (0120-418-618)
- ・年収の壁突破・総合相談窓口： 0120-030-045